

2003 年 10 月 9 日
株式会社インターネットイニシアティブ

修正版 2003 年 3 月期年次報告書(20-F)の提出について

株式会社インターネットイニシアティブ(以下 IIJ、本社:東京都千代田区、代表取締役社長:鈴木 幸一)は、2003 年 10 月 8 日付(米国時間)にて、米国証券取引委員会(SEC)に監査済財務諸表並びに Sarbanes-Oxley 法の第 302 条及び第 906 条に基づいた CEO と CFO による宣誓書を附帯した修正版 2003 年 3 月期年次報告書(20-F)を提出しました。

2003 年 10 月 6 日のプレスリリースのとおり、IIJ は、2003 年 9 月 30 日に提出した 20-F において監査済財務諸表並びに Sarbanes-Oxley 法の第 302 条及び第 906 条に基づいた宣誓書を附帯していなかったため、米国ナスダック(以下ナスダック)より登録廃止を示唆する通知を受領いたしました。本日、IIJ は上述のとおり修正版 20-F を提出し、また、ナスダックに登録廃止に関する再検討のレビュー手続きの申し込みを行ったことにより、通知された 2003 年 10 月 13 日付の登録廃止はなされません。

(財務諸表等に関する詳細説明)

IIJ の持分法対象会社であった株式会社クロスウェイブ コミュニケーションズ(以下クロスウェイブ)が 2003 年 8 月に会社更生手続開始の申立てを行ったことにより、クロスウェイブの 2003 年 3 月期監査済財務諸表は作成されておられません。よって、IIJ の 2003 年 3 月期米国基準連結財務諸表に対する監査報告書においては、クロスウェイブに関する、持分法損失、投資及び預託金(拘束預金)に対する評価損並びに関連する要約財務情報に関して、限定意見が付されております。

IIJ は、クロスウェイブに関する投融資、売掛金等を全額損失処理いたします。これにより、IIJ の 2003 年 3 月期のクロスウェイブに対する持分法損失及び投資等評価損は合計 127 億円となります。2004 年 3 月期においては、2003 年 5 月と 6 月に実施したクロスウェイブ宛貸付金 17 億円及び未回収売掛金約 4.5 億円を損失計上する予定です。IIJ は、これらの処理を反映した 2003 年度第 1 四半期修正財務諸表を速やかに開示する予定です。

IIJ は、前述のとおり、2003 年 3 月期におけるクロスウェイブに関する持分法損失と投資等評価損について監査済のものとしてそれぞれの額を確定することができませんが、いずれにしても、クロスウェイブに関する投資及び預託金については 2003 年 3 月期においてその全額を損失処理しますので、2003 年 3 月期のクロスウェイブに関する持分法損失及び投資等評価損の総額 127 億円は不変です。よって、仮にクロスウェイブに関する持分法損失及び投資等評価損の配分が異なることとなったとしても、連結損益計算書の営業損失及び当期損失、連結キャッシュフローの営業活動によるキャッシュフローの額が影響を受けることはありませんし、連結貸借対照表は適正意見が付されておりますので、もとより影響はありません。

報道関係問合せ先

株式会社インターネットイニシアティブ 広報室
TEL: 03-5259-6310 FAX: 03-5259-6311
E-mail: press@iij.ad.jp URL: <http://www.iij.ad.jp/>

投資家の方からの問合せ先

株式会社インターネットイニシアティブ IR 室
TEL: 03-5259-6500 FAX: 03-5259-6311
E-mail: ir@iij.ad.jp URL: <http://www.iij.ad.jp/>